

関西広域救急医療連携計画の概要について

第1章：計画の基本的事項

1 基本的な考え方

- ① わかりやすく、具体性のある計画
- ② 進化・成長する計画
- ③ 東日本大震災における課題等を踏まえた計画

2 計画期間

平成24年度から平成26年度の3年間（必要に応じ見直し）

第2章：目指すべき将来像

1 基本理念

「安全・安心の医療圏“関西”」の実現

2 関西が目指す将来像(概ね5年先を展望した「広域救急医療体制」の将来像)

「3次医療圏」を越えた、新たな概念となる「4次医療圏・関西」を構築

- ①いつでも、どこでも安心医療「関西」
- ②ひろがる安心医療ネットワーク「関西」
- ③「助かる命を助ける」しっかり医療「関西」

第3章：広域救急医療体制の充実に向けた取組み

1 関西における救急医療体制の充実

(1) 構成府県における課題

- ①医師及び看護師の確保・養成
- ②救急医療体制の充実強化
- ③普及啓発の取組強化
- ④災害時における医療提供体制の充実強化

(2) 今後の取組検討事項について

- ①広域的ドクターヘリの配置・運航
- ②広域災害医療体制の整備
- ③広域救急医療連携の仕組みづくり
- ④医師、看護師等の人材育成及び確保 等

2 本計画に盛り込む項目

喫緊の課題であり、広域的な取組みにより高い効果が期待される項目を検討

- ・ドクターヘリを活用した広域救急医療体制の充実
- ・災害時における広域医療体制の整備・充実

第4章：ドクターヘリを活用した広域救急医療体制の充実

1 広域的ドクターヘリの配置・運航体制の仕組みづくり

(1) 既存ドクターヘリによる運航体制の構築

- ・ 当面「京都・兵庫・鳥取」、「大阪」、「和歌山」、「徳島」の4機による体制を構築
- ・ 関西広域連合が主体となった一体的な運航体制を構築するため、「大阪府」及び「徳島県」ドクターヘリを「平成25年度」を目途に広域連合へ事業移管
- ・ 大阪府ヘリは「京都南部」、徳島県ヘリは「淡路島」へ運航拡大

(2) 相互補完体制の構築

- ・ 重複要請に対応するため、「消防単位」毎にヘリの要請順位を定める

(3) 近隣県ドクターヘリ等との連携

- ・ 「近隣県ドクヘリ」やドクヘリ機能を有する「消防防災ヘリ」等との連携を推進
- ・ 自衛隊ヘリとの連携についても今後、調査検討を行う

2 将来的な配置構想

(1) 救命率の観点からの理想的な運航範囲

- ・ 救命効果が高い「30分以内」に初期治療を行える救急医療体制の構築を図るため、基地病院から「70km程度」を基本に配置案を検討

(2) 効果的な配置の考え方

- ・ 将来配置は、需要動向や地域の人口、医療資源などを勘案し、最適な運航体制を引き続き検討し、平成28年度を目途に取組みを進める

<配置構想案>

- ・ 未整備地域である「兵庫県南部（播磨地域）」に追加配備
- ・ 「30分以内での救急搬送体制の確立」、「補完体制の充実」を図るため、滋賀県及び京都府南部を運航範囲とする「京滋地域」に追加配備

3 運航経費に係る負担の考え方

(1) ドクターヘリ事業に係る経費

1機当たり約2億円（厚生労働省「ドクターヘリ導入促進事業の基準額」）

(2) 将来的な経費負担の考え方

- ・ 公平、透明性の観点から「利用実績」に基づいた精算方法が望ましい
- ・ 各府県の負担に配慮しつつ、飛行1回当たり「利用単価」を統一する方向で検討

第5章：災害時における広域医療体制の整備・充実

1 災害時における医療支援活動

- ・ 災害の「種別・規模」に応じた医療支援活動（連合の役割）を整理
 - i 列車や航空機事故などの「大規模事故」
 - ii 台風や風水害による「局地的な災害」
 - iii 三連動地震など「大規模広域災害」
- ・ 災害発生時の初動シナリオを作成、今後、具体の「連携マニュアル」を整備

2 管内ドクターヘリの運航のあり方

- ・ 「被災地支援」と「管内救急医療体制の確保」の両課題に対応するため、運用方針に基づき管内ドクターヘリの運航調整を行う
- ・ 管内ドクターヘリによる集中的な支援を効率的かつ効果的に行うため、各基地病院の「運航調整機能」の集約化

3 受援体制の確立

- ・ 全国のドクターヘリ等の参集拠点、また広域医療搬送や域内搬送拠点の役割を担う「医療搬送拠点」の確保
- ・ 医療資源の適正配置を行うため、被災地医療を統括・調整する「災害時医療調整チーム（仮称）」を整備、相互応援体制の構築
- ・ 被災地医療を統括・調整するリーダー人材の養成
- ・ 緊急被ばく医療対策について、国の動向を踏まえ「広域防災局」とも連携を図りながら今後検討

4 薬剤、医療資機材の確保

5 災害医療訓練の継続的な実施

第6章：計画の進行管理と見直し

1 関係機関との連携・協力

構成府県や関係機関等との連携・協力のもと、広域救急医療連携の充実・強化と計画の推進に努める

2 進行管理と見直し

第三者機関である「計画推進委員会（仮称）」を設置し、計画の達成状況について、「客観的な評価」により毎年度計画の改善見直し